

令和 3 年度 決算 に 係 る

定 期 監 査 資 料

令和 4 年 5 月

中部総合事務所県民福祉局

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	2
5	主な事業に関する調べ	3～8
6	現金の取扱状況	9
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
7	財産に関する調べ	10～11
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
8	財産の貸付け及び使用許可調べ	12～15
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
9	借受不動産明細調べ	16
10	職員駐車場の管理状況調べ	16
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
11	寄付物件の受納状況調べ	16
12	備品の処分状況調べ	17
13	合同庁舎に入居している団体等の調べ	17
14	主な事務事業の実施状況	18～23
	(1) 管内地方機関及び市町村との連携	
	(2) 広聴、広報等	
	(3) NPO、ボランティアとの協働	
	(4) 美術館を活かしたまちづくり支援	
	(5) 国際交流の推進	
	(6) 地域振興	
	(7) 商工業の振興等	
	(8) 農商工連携の推進	
	(9) 危機管理の対応	
15	介護保険・介護サービス事業の状況	24～25
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
16	障害福祉サービス事業等の状況	25～27
	(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況	
	(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況	
	(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況	
17	DV・ひきこもり等に関する相談状況	27
18	障がい者福祉の状況	28
	(1) 身体障がい者福祉の状況	

(2) 知的障がい者福祉の状況	
(3) 精神障がい者福祉の状況	
19 児童福祉の状況	29 ~30
(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
(2) 届出保育施設に対する指導監査の状況	
(3) 母子世帯の施設入所状況	
20 母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況	31 ~34
(1) 母子・父子自立支援員活動状況	
(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
21 生活保護業務	35
(1) 保護申請等の状況	
(2) 保護の状況	
22 社会福祉施設に対する指導監査の状況	36
23 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	36
24 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	36
25 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	37
26 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	37
○ 意見・要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和4年4月1日現在)

区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	当 該 年 度	3.4.1 現 在	当 該 年 度	3.4.1 現 在	当 該 年 度	3.4.1 現 在	当 該 年 度	3.4.1 現 在	
定 員	32	32	3	3	1	1	36	36	
現 員	(2) 35	(2) 35	2	2	1	1	(2) 38	(2) 38	育休1名、休職1名
過不足(△)	3	3	△ 1	△ 1	0	0	2	2	定数外2名(中部振興課、地域福祉課)
臨 時 的 任 用 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会 計 年 度 任 用 職 員	13	11	4	4	0	0	17	15	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・県民の声担当 1 ・情報発信・県民の声等担当 1 ・人権相談員 1 ・給与担当 1 ・庁舎管理員 1 ・文書收受等担当 1 ・自動車管理等担当 1 ・ワークセンター 2 ・農福連携推進コーディネーター 1 ・申請受付・交付等担当 1 ・母子父子自立支援員 1 ・母子父子寡婦福祉資金償還協力員 1 ・心理療法専門員 1 ・嘱託医師 3

4 役付職員の調べ

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
所長	門脇 誠司	1年 0月	
局長	小林 真司	2 0	(兼)中山間地域振興チーム長、保健所応援チームサブチーム長
副局長	住友 正人	0 0	(兼)中部振興課長、中部復興支援幹、中山間地域振興チームサブチーム長、農商工連携チーム参事
副局長	野藤 和則	0 0	(兼)中部県民福祉局共生社会推進課長、中部福祉事務所長、中部身体障害者更生相談所長、中部知的障害者更生相談所長、婦人相談所次長、倉吉保健所副所長、中山間地域振興チーム参事
参事	岸田 孝之	0 0	(兼)中山間地域振興チーム参事、農商工連携チーム参事
総務室長	郡 香緒利	2 0	出納員、(兼)中部県税事務所参事、倉吉保健所参事、中部環境建築局参事、中部農林局参事、中部県土整備局参事
中部振興課 課長補佐	前田 美和	5 0	(兼)中山間地域振興チーム課長補佐、農商工連携チーム課長補佐
課長補佐	福井 尋充	1 0	
課長補佐	岡垣 孝志	0 0	(兼)中山間地域振興チーム課長補佐、農商工連携チーム課長補佐
中山間地域 振興リーダー	倉本 知子	0 0	
共生社会推進課 課長補佐	片山 諒一	4 0	(兼)中部福祉事務所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中山間地域振興チーム課長補佐、農商工連携チーム課長補佐
地域福祉課 課長	中島 真子	0 0	(兼)中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事
課長補佐	細谷 晴彦	2 8	(兼)中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中山間地域振興チーム課長補佐、農商工連携チーム課長補佐
課長補佐	山下 かおり	2 0	(兼)中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、ささえあい福祉局福祉監査指導課課長補佐
課長補佐	臼井 知子	2 0	(兼)中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、婦人相談所課長補佐

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
中部地震生活復興支援事業	5,262				5,262

将来ビジョン

令和新时代創生戦略 SDGsゴール 11 住み続けられるまちづくりを

政策項目

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

鳥取県中部地震から5年が経過し、地震からの復興・福高、地域の活力創出が図られてきたところ。一方で、生活再建に課題を抱える生活困窮世帯の存在などの課題が未だ残されている。引き続きこれらの課題に対応するため、鳥取県版災害ケースマネジメント「生活復興支援」を始めとした必要な支援を行い、中部地震からの復興の総仕上げを図る。

(イ) 事業の実施状況

(1) 生活復興支援の継続実施

引き続き、震災復興活動支援センターに、サポートスタッフを1名配置の上、被災者に寄り添った生活復興支援を実施した。

〈支援対象の例〉

- ・長く支援継続する高齢者夫婦世帯で、夫が修繕に消極的であり屋根修繕が進まなかったが、夫が施設入所になり妻独居となったことを契機に、妻の不安のない家屋で生活したいという思いから修繕に至る。支援対象の屋根修繕以外にも、妻の状況を地域包括支援センターに情報提供したことにより、介護保険等の活用が進み、屋内の手すり・トイレの改修も実現した。
- ・屋根修繕対象世帯であるが引きこもりの息子がいるため修繕に至らない世帯について、社会福祉協議会等へ情報共有を行ってきた。社会福祉協議会主催でケース会議が開催され、関係者が一堂に会し情報共有を図るなど、少しずつではあるが生活改善へ進んでいる。

(2) 補助金活用しての屋根修繕支援

・震災復興活動特別支援事業【補助限度額300千円 補助率10/10】

修繕団体	修繕棟数
建設業関係団体	5

・屋根修繕促進支援事業【補助限度額：584千円 補助率10/10（負担割合県1/2、市町1/2）】

修繕団体	修繕棟数
建設業関係団体	1

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点
特になし

ウ 成果及び効果

(ア) ブルースシート調査（R4年3月末現在）

区分	R4.3月	(内訳)			R3.3月末	R2.3月末	H31.2月末	H30.10月末
		修繕予定	解体・転居 予定	修繕しない				
倉吉市	26	7	7	12	70	82	128	150
三朝町	7	2	0	5	27	32	40	39
湯梨浜町	5	1	0	4	17	25	35	34
琴浦町	3	0	0	3	7	7	7	8
北栄町	4	1	0	3	18	23	38	37
合計	45	11	7	27	139(64)	169(78)	248(123)	268(144)

※R3.3月末までは非住家・空家も調査対象としていたが、R3.6月からは住家のみを調査。

() 内は住家数

(イ) 生活復興支援の状況（R4年3月末現在）

	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	合計
支援世帯数	97	14	18	1	21	151
支援完了世帯数	97	14	17	1	20	149
支援継続世帯数	0	0	1	0	1	2

エ 課題

5年の節目となる令和3年度で本事業の完了を目指していたが、屋根修繕の意向はあるものの家庭の様々な事情等ですぐに対応できない世帯が残された。

令和4年度での事業完了を目指し、市町・関係機関との連携を図り、必要な支援を行っていく。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
ウォーキングリゾートの推進	900	450			450

将来ビジョン	4 楽しむ いきいきと楽しみながら充実した生活を送る (3) いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しめる環境が実現
令和新時代創生戦略	1. 豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる 鳥取+ism (1) 観光・交流③スポーツによる交流促進
政策項目	暮らし新時代づくり

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

ワールド・トレイルズ・カンファレンス(WTC)鳥取大会の成果を活かして、世界に通用するウォーキングコースの整備を進め、ウォーキング等を活用した地域づくりとインバウンドの推進を図る。

(イ) 事業の実施状況

(1) ウォーキングリゾートコンシェルジュ育成事業(250千円)

官民が連携して、ウォーキングの効用と地域の資源を活かした「ウォーキングリゾート」をめざすなかで、推進役となる人材育成を目的にウォーキングリゾートコンシェルジュの育成研修を開催した。

※ウォーキングリゾートコンシェルジュ：観光客が観光のひとつの選択肢としてウォーキングを希望した際に、観光客の希望に沿ったコース案内やガイドに対応できる人材を育成した。

委託先	NPO法人未来
事業内容	市町、観光協会、とっとり中部ウォーキングリゾート推進協議会会員団体等から受講者を募り、「観光コンテンツを活用したまち歩き」「お客様視点による観光」をテーマにした座学と北栄町内での実地体験研修を行った。 ・開催日：11月17日(水)座学、実地研修 ・講師：西村典芳氏(関西国際大学教授・日本ウエルネスウォーキング協会会長)、木村みゆき氏(鳥取県交流人口拡大本部 観光誘客ディレクター兼総務部参事) ・参加者：(座学)23名 (実地)18名 (全行程修了者)18名

(2) ウォーキングコースの整備するための活動及び外国人ウォーカー誘客促進に対する支援

○鳥取中部ウォーキングリゾート推進補助金(50千円)

実施主体	中部5市町、市町観光協会等(補助率：1/2 上限：500千円)
実施内容	○湯梨浜町ONSENがストロミ-実行委員会 事業内容：ONSENがストロミ-認定登録料 (交付決定額：300千円 実績：50千円) ※新型コロナウイルスの影響によりイベント中止

○外国人ウォーカー誘客促進補助金(600千円)

実施主体	NPO法人未来(補助率：10/10 上限：600千円)
実施内容	事業内容：韓国からの誘客促進を目的に大韓ウォーキング連盟所属会員や済州オルレウォーキングコースでのノベルティ配布によるPR活動を実施 (実施期間：R3.12.23~R4.3.18 交付決定額：600千円 実績：600千円)

(3) 鳥取中部ウォーキングリゾート推進協議会活動

中部管内関係団体により構成し、ウォーキングリゾートとと通りの推進を検討する協議会。同協議会の事務局であるNPO法人未来と県民福祉局が各団体の取組状況、中部管内のイベント開催情報やトピックスなどの情報を収集し、関係機関・団体に対し、定期的に情報発信を行った。

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・インバウンドが見込めない状況であるが、海外のウォーキング交流団体を通じて現地のウォーカーに対してウォーキングリゾートとっとりをPRするなどのアフターコロナを見据えた誘客活動支援を行った。

ウ 成果及び効果

- ・観光客の希望に沿ったコース案内やガイドに対応できるウォーキングリゾートコンシェルジュの育成研修を管内の市町や関係団体と連携して北栄町で開催し、ウォーキングを活用した観光・地域振興に取り組む人材の確保を進めた。
- ・新型コロナウイルス感染拡大によりリアルでのインバウンド誘客活動ができない状況であったが、オンラインでの交流などで海外ウォーキング団体との関係を維持、発展させるため、現地のウォーカーへの誘客活動を支援した。

エ 課題

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため各種ウォーキングイベントが中止となったが、ウォーキングリゾートを鳥取中部の地域づくりのコンセプトとして共有していくため、関係団体と情報共有を継続し、観光以外の健康、環境、教育、交流の取組に広げていく必要がある。
- ・未来ウオーク第20回大会として2020年6月に予定していたアジア・ウォーキング・フェスタは新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し2023年に延期となったが、アフターコロナを見越した海外ウォーカー誘客を図るため実行委員会と協力し、開催に向け引き続き準備を行う必要がある。
- ・世界に通用するトレイル、旅行商品化へとつなげるため、コースの広報宣伝やモニターツアーの造成等をしていく必要がある、ウォーキングリゾート推進補助金や外国人ウォーカー誘客促進事業補助金の利用を働きかけていく必要がある。
- ・ウォーキングリゾートコンシェルジュ育成事業については、地域の特色を生かした内容の研修とするとともに、観光施設や宿泊施設などからの受講を促し、滞在型の観光コンテンツとしての活用につなげていく必要がある。
- ・湯梨浜町と済州オルレとの「友情の道」事業では、R2年11月、オンラインで提携調印を行うことができた。新型コロナウイルス感染症で相互往来が困難な状況でも両団体の協力への熱意は冷めておらず県としても海外ウォーカー誘客につながるこの取り組みを引き続き支援していく。

(単位：千円)

事業名		財源内訳				
鳥取中部ふるさと広域連合との広域観光連携推進事業		決算(見込)額	国庫支出金	起債	その他	一般財源
		18,394				18,394
将来ビジョン	1 ひらく 地域で・県外で・国外で新時代に向かって扉をひらく (5) 国内外の旅行者が増加するとともに、多様な分野の海外交流が進展					
令和新時代創生戦略	1. 豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる 鳥取+ism (1) 観光・交流③スポーツによる交流促進					
政策項目	暮らし新時代づくり					
(概要)						
ア 目的及び事業の実施状況						
(ア) 目的 鳥取中部ふるさと広域連合(以下「広域連合」)と連携し、一般社団法人鳥取中部観光推進機構(以下「観光推進機構」)を支援し、観光地域づくりを推進するとともに、戦略的に国内外からの観光客誘致を促進する。						
(イ) 事業の実施状況						
(1) 鳥取中部ふるさと広域連合との連携 広域連合に駐在している職員が広域連合と連携して、アフターコロナに向けた取組を推進した。 【鳥取中部圏域広域観光連携推進事業補助金】 ・補助額：15,000千円 ・対象団体：鳥取中部ふるさと広域連合 広域連合は、観光推進機構へ中部圏域の広域観光業務を委託。 ※広域連合からの観光推進機構への委託費：30,000千円						
<主な取組内容>						
デジタル化推進事業	○中部圏域デジタルマップ「ここいこmap」作成 観光客だけでなく地域住民の利用も可能とした掲載内容で、圏域振興を促進。 ・掲載申込店舗数：381件 掲載箇所：572件 ○6エリアスタンプラリー 圏域内の観光地及び観光施設、宿泊施設を周遊するデジタルスタンプラリーの実施。 ・期間：R3.12/3～R4.2/27 ・参加者数：378名					
アニメカルチャーコンテンツ育成事業	○ひなビタ♪×フィギュアのまち倉吉 ・デジタルスタンプラリー：R4.1/7～2/6 参加者：185名 ○日本遺産×三朝歌連 ・オンラインクイズキャンペーン：R4.2/28～3/14 応募数：3,351名					
観光スキルアップサイト構築事業	○観光スキルアップ研修 ・研修動画サイト視聴：1期～4期 参加者：46名 ・写真撮影講座、接客力アップ研修					
情報発信事業	○効果的な情報発信 ・メールマガジン配信、SNSでの情報発信、HPのコンテンツの充実化(アクセス件数 約34万件) ・パンフレットを倉吉駅ほか観光施設、高速道路SA等に配架 ○鳥取中部に来てねキャンペーン ・オリジナルグッズがその場で当たるTwitterキャンペーン 応募者数：5,789名 動画再生回数：63,789回					
インバウンド誘客対策事業	○インバウンドオペレーター(通訳案内士・通訳・翻訳) 国外旅行AGTのランド業務やFAM等での通訳案内士、歓迎レセプション等での通訳、翻訳業務 ・登録者数：26名(中国語12名、韓国語4名、英語10名) ○リモートプロモーション 海外AGTや、海外FITに対してプロモーション、情報発信を行う。 ・リモーター認定 6名(中国語+英語1名、中国語3名、韓国語2名) ○旅行商品造成 ・ANAセールス：とっとりっぶ「フルーツ便」「海の幸便」42件 ・おとなびジバング(日本旅行)倉吉散策・豊田家住宅・旧中井旅館 3本39名 ・2dayミュージアム周遊クーポン 大人11件 子ども7件					
ワーケーション整備計画策定事業	○ワーケーション整備計画実行委員会(6/28) 鳥取中部エリアでのワーケーションによる誘客環境整備の必要性等を検証。 ○先進地視察研修(12/21～12/22) 和歌山県白浜町エリア 田辺市エリア(秋津野ガルデンなど) 参加10名 ○講演会(リモート) (R4.3/4) ワーケーションへの理解を深め、現状及びデータから見る事例を学ぶ。 ・山梨大学田中教授、関西大学松下教授 参加22名					

誘客戦略事業	<ul style="list-style-type: none"> ○琴浦・北栄・湯梨浜グルメキャンペーン 山陰道で結ぶ3町の飲食店をめぐるグルメキャンペーンを実施 ・期間：R3. 11/3～R4. 1/25 参加者：460名 (629スタンプ) ○日本遺産「三徳山・三朝温泉」デジタルマーケティング 認知度及び今後の活用に関するニーズを調査するためのアンケートキャンペーンを実施 ・期間：R3. 11/16～R4. 1/16 応募：11,795名 ○日本女性会議2022 in倉吉大会 受付・宿泊手配 R4. 10/28～10/30に全国から参加者約2,000名の会議が開催されることに伴うサイト作成、エクスクーショの提案、宿泊先確保を行った。 ○北栄ねばりっこ香港輸出 第一次産業生産者と観光連携の一環とコロナ収束後の香港観光客の誘客を目的に輸出 ・香港スーパーマーケットで販売 合計800ケース (8t) ※月1回輸出継続中
	<ul style="list-style-type: none"> ○コスプレコンシェルジュ 全国初となるコスプレイヤー専用のヘルプデスクを設け鳥取中部のロケーション情報の提供を行い、サブカルチャー層からの観光誘客を図った。 ・期間：R3. 4/1～R4. 3/31 実績：累計26件78名

※一般社団法人鳥取中部観光推進機構について

圏域版DMO（観光地域づくり法人）として中部圏域の観光地域づくりを推進するため、H28. 1. 18にとつとり梨の花温泉郷広域観光協議会が一般社団法人鳥取中部観光推進機構に発展改組した。（社員：市町、観光協会、旅館組合、交通事業者、広域連合、県等24団体）

また、日本版DMOの形成・確立を支援するためH27. 11. 18に観光庁が創設した「日本版DMOの候補となりうる法人の登録制度」にH28. 2. 26付で、第1弾となる24候補法人の一つとして登録され、H29. 11. 28付で「候補」が外れ、「日本版DMO法人」として、正式に登録された。

[鳥取中部 観光客数・宿泊客数の推移]

(単位：人)

		H29	H30	R1	R2	R3
観光入込客数		3,590,074	3,559,772	3,690,525	2,577,228	2,401,026
宿泊者数	全体	568,441	542,441	537,063	361,599	318,726
	うち外国人	22,363	31,470	25,152	3,511	840

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・新型コロナウイルス感染拡大により観光業に大きな影響があったが、広域連合、観光推進機構等の関連機関と連携を図りながら、国や県などの支援策の周知に努めた。
- ・コロナウイルスの観光業への影響を考え、県、広域連合、観光推進機構で協議し、新しいニーズに対応するなど観光・宿泊施設の需要回復につながる取組を実施した。

ウ 成果及び効果

- ・令和3年は、新型コロナウイルス感染拡大のため中部を観光し宿泊された観光客数は約240万人で前年、前々年から減少した。
- ・国内外へのプロモーション活動も断念せざるを得ない状況であったが、関係機関と連携を強化しつつ積極的に現況回復に努めた。
- ・アフターコロナを見越してマーケティングツールのデジタル化に取り組むなど、感染収束に向け準備を行った。
- ・県と広域連合で事業計画を共同制作し、連携して広域観連進事業を実施した。

エ 課題

- ・新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、山陰DMOや観光戦略課との連携を強化し、感染防止対策を実施しながら、自粛緩和の段階に沿って、個人観光客、団体観光客それぞれの誘客を図っていく必要がある。
- ・鳥取中部圏域にある温泉やキャンプ場などを活用したワーケーション環境を整備する取り組みを行うなどウイズコロナ時代に対応した支援が必要である。
- ・県からの情報提供、相談、中部情報の発信など中部広域連合への駐在機能を十分に活かし、中部の観光振興につなげる必要がある。
- ・県立美術館の開館に備えた関係組織団体と連携した取組を推進するため、美術館整備局との連携強化と美術館に関する情報の収集と積極的な発信が必要である。
- ・日本遺産「三徳山・三朝温泉」の魅力向上に向けた取組の支援として、三朝町の関係組織への積極的な参画による日本遺産磨き上げ事業の効果的な実施を行っていく必要がある。

(単位:千円)

中山間地域振興 (地域づくり活動支援)	決算見込額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
将来ビジョン	(1)県民、NPO、企業、市町村等との協働により持続可能な地域が実現 (3)住民が安全・安心に暮らし続けられる中山間地域が形成				
令和新時代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (3) 支え愛 ① 絆を活かした中山間地域・まちなか振興 SDGsゴール(11 住み続けられるまちづくりを)				
政策項目					
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア)目的					
①住民が中山間地域で安心して暮らし続けられるための環境づくりを目的に、買い物困難地域等における買い物の利便性向上を図る。					
②地域交通体系の構築の中で公共交通に加え、支え合う地域づくりを目的に、地域に合った移動手段として住民主体の共助交通の取組みを支援する。					
(イ)事業の実施状況					
【①買物支援】<中山間地域買物支援事業(移動販売車等導入費助成)で実施>(1,837千円)					
事業主体	とくし丸パートナー 平 文人				
支援内容	中山間地域で買物に不便をきたしている地域の利便性向上を目的とした移動販売に取組む事業者に対して、移動販売を実施する経費の一部を補助した。 【事業内容】 移動販売車導入 【補助内訳】 車両購入費				
補助率	補助対象経費の1/2(上限5,000千円/台)				
【②買物支援】<中山間地域買物支援事業(移動販売車運営費助成)で実施>(79千円)					
事業主体	一般社団法人 SORTE				
支援内容	中山間地域で買物に不便をきたしている地域の利便性向上を目的とした移動販売に取組む事業者に対して、移動販売を実施する経費の一部を補助した。 【事業内容】 移動販売運営 【補助内訳】 燃料費				
補助率	補助対象経費の1/2(上限1,000千円/台)				
【③共助交通の取組】<外部アドバイザーによる住民同士の共助体制の取組支援>					
事業主体	任意団体(住民組織)				
支援内容	移動に係る地域課題について、外部アドバイザーを招へいし各地域で話し合いの場を設け、課題解決に向けた助言等の支援を行った。 (倉吉市関金地区、倉吉市西郷地区、琴浦町古布庄地区、湯梨浜町社会福祉協議会)				
補助率	-				
イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点					
・地域課題の解決に取組む活動に対して、関係団体、市町等と連携しながら、持続可能な取組になるよう留意した。					
ウ 成果及び効果					
①、② 店舗過疎地で移動手段を持たない高齢者等の自宅近辺での移動販売により、住民の生活に必要な食品を中心とした買い物ニーズに応えることができる。こうした取組により、人口減少下においても当該地域で住み続けられる環境を整えた。					
③					
・倉吉市小鴨地区において、コミュニティ・カーシェアリングの手法による地域内の移動手段の確保に向けた試験運行を経て、R3.5本格運行に至った。					
・高齢者等の移動に関する地域課題に関心が高まる中で、住民主体の共助交通の取組事例やその手法のアドバイスを求める声に対応。地域で話し合いが活発になるなど、地域コミュニティの活性化が期待される。					
エ 課題					
地域活動を継続するにあたり、運営組織の担い手不足や高齢化が課題となっており、共助・公助のバランスを取りながら、地域ごとの特性を踏まえた自立した地域活動が継続するための仕組づくりが必要。					

6 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備 考
(一般会計)			
物品売払収入	81,250	25	図書、ピンバッチ、農産物認証シール代金
雑入	7,730	135	コピー代金、特殊簡易公衆電話通話料金、保護費返還金
(特別会計)			
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	120,065	11	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入
合 計	209,045	171	

(2) つり銭の状況

(令和4年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	20,000
--------	---	----------	--------

7 財産に関する調べ

(1)公有財産

ア 土地

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)		
行政財産	中部総合事務所	倉吉市東蔵城町2	13,026.29	不明	増加	R						13,026.29	不明	
計			13,026.29	不明	減少	R						13,026.29	不明	
普通財産	東町教職員住宅	倉吉市東町441-8	2,985.64	不明	増加	R						2,985.64	不明	
計			2,985.64	不明	減少	R						2,985.64	不明	
合計			16,011.93	不明								16,011.93	不明	

イ 建物

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)		
行政財産	中部総合事務所 本館北棟	倉吉市東蔵城町2	2,701.77		増加	R						2,701.77		
	中部総合事務所 本館南棟(講堂棟)	"	523.98	378,589,200	減少	R						523.98	378,589,200	
	中部総合事務所 車庫・倉庫	"	1,546.80		増加	R						1,546.80		
	中部総合事務所 フロア・カス格納庫	"	14.93		減少	R						14.93		
	中部総合事務所 新館	"	1,506.40	294,852,000	増加	R						1,506.40	294,852,000	
	中部総合事務所 渡り廊下	"	60.67	6,032,000	減少	R						60.67	6,032,000	
	中部総合事務所 自転車置場1	"	37.79	1,367,000	増加	R						37.79	1,367,000	
	中部総合事務所 福祉保健高棟	"	1,486.23	91,805,138	増加	R						1,486.23	91,805,138	

中部総合事務所 自転車置場2	"	33.00	243,800	増加	R				R	33.00	243,800
中部総合事務所 車庫	"	165.00	3,500,000	減少	R				R	165.00	3,500,000
中部総合事務所 別館	"	255.05	39,758,000	増加	R				R	255.05	39,758,000
中部総合事務所 階段室棟	"	148.29	55,631,100	減少	R				R	148.29	55,631,100
中部総合事務所 障がい者用駐車場	"	24.00	3,360,000	増加	R				R	24.00	3,360,000
中部総合事務所 エネルギー棟	"	635.75	162,366,120	減少	R				R	635.75	162,366,120
中部総合事務所 ハートフル駐車場	"	59.95	6,141,960	増加	R				R	59.95	6,141,960
中部総合事務所 渡り廊下	"	14.86		減少	R				R	14.86	
計		1,137.90	267,257,180							1,137.90	267,257,180
普通財産	倉吉市 東町441-8	2,010.74	不明	増加	R				R	2,010.74	不明
計		2,010.74	不明	減少	R				R	2,010.74	不明
合計		3,148.64	不明							3,148.64	不明

なし
該当
なし
該当
なし
該当
なし
該当
なし
該当

ウ 山林
工 動産(船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機)
オ 物権
カ 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案権等)
キ 有価証券

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ (無)

イ タクシーチケットの保有状況

(令和4年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金割	
134枚	-	3枚	131枚
		4,270円	

8 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先		備考
							単価	本年度の貸付(使用)料	住氏	所名	
行政財産	LANケーブル	倉吉市東蔵城町2	0.075㎡	H31.3.14	H22.8.18	H31.4.1～R6.3.31	月額・年額 1,510	503	鳥取市千代水四丁目37 鳥取県土地改良事業団体連合会	2/3減免	
	郵便ポスト敷地	"	0.56㎡	H31.3.14		H31.4.1～R6.3.31	月額・年額 1,510	1,510	倉吉市昭和町二丁目129 日本郵便(株)倉吉郵便局		
	ケーブル引込	"	1㎡	H31.3.14	H22.3.18	H31.4.1～R6.3.31	月額・年額 1,510	503	鳥取市扇町21 (公財)鳥取県国際交流財団	2/3減免	
	駐車場	"	31.4㎡	H31.3.14	H29.11.1	H31.4.1～R6.3.31	月額・年額 1,661	17,717	鳥取市千代水四丁目37 鳥取県土地改良事業団体連合会	2/3減免	
	ケーブル引込	"	1㎡	R1.6.13	R1.6.13	R1.6.13～R6.3.31	月額・年額 1,510	0	倉吉市東蔵城2番地 鳥取県中部町村会	10/10減免	
	地籍図根三	"	0.09㎡	R1.8.5	R1.8.5	R1.8.5～R6.3.31	月額・年額 1,510	0	倉吉市葵町722番地 倉吉市	10/10減免	
	ケーブル引込	"	1㎡	R3.5.1	R3.5.1	R3.5.1～R6.3.31	月額・年額 1,510	462	鳥取市西町1丁目401 鳥取県性暴力被害者支援協議会	2/3減免	
	駐車場	"	25㎡	R3.5.1	R3.5.1	R3.5.1～R6.3.31	月額・年額 1,661	12,688	鳥取市西町1丁目401 鳥取県性暴力被害者支援協議会	2/3減免	
	ケーブル引込	"	1㎡	R3.9.1	R3.9.1	R3.9.1～R4.3.31	月額・年額 1,510	587	鳥取市東町1丁目271 (一社)鳥取県食品衛生協会	1/3減免	
	電柱敷地	"	本柱1本 支線1条	H31.1.22		H31.4.1～R6.3.31	月額・年額 1,500	3,000	鳥取市湯所町二丁目258 西日本電信電話(株)鳥取支店	単価＝電線等1本当たりの金額/年	
"	"	支線柱1本 支線柱支線3条	H31.1.22		H31.4.1～R6.3.31	月額・年額 1,500	4,500	鳥取市湯所町二丁目258 西日本電信電話(株)鳥取支店	単価＝電線等1本当たりの金額/年		

イ 建物

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先		備考
							単価	本年度の貸付(使用)料	住氏名	所名	
行政財産	事務室	倉吉市東蔵城町2	36.060㎡	R3.3.15	S42.4.1	R3.4.1~ R4.3.31	月額・年額 830	0	倉吉市東蔵城町2 鳥取県職員連合労働組合中部支部	10/10減免	
	"	"	38.75㎡	H31.3.14	S42.4.1	H31.4.1~ R6.3.31	月額・年額 830	0	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部町村会	10/10減免	
	"	"	89.81㎡	H31.3.14	S52.11.11	H31.4.1~ R6.3.31	月額・年額 830			2/3減免	
	更衣室	"	3.64㎡	H31.3.14	H27.3.5	H31.4.1~ R6.3.31	月額・年額 830	391,760	鳥取市千代水四丁目37 鳥取県土地改良事業団体連合会		
	倉庫	"	23.937㎡	H31.3.14	S52.11.11	H31.4.1~ R6.3.31	月額・年額 830				
	事務室	"	40.58㎡	H31.3.14	H13.4.1	H31.4.1~ R6.3.31	月額・年額 830	136,120	鳥取市扇町21 (公財)鳥取県国際交流財団	2/3減免	
	"	"	10㎡	R3.3.15	S42.4.1	R3.4.1~ R4.3.31	月額・年額 830	66,400	鳥取市東町一丁目271 (一社)鳥取県食品衛生協会	1/3減免	
	"	"	20㎡	R3.3.23	R3.3.23	R3.4.1~ R6.3.31	月額・年額 830	66,400	鳥取市西町1丁目401 鳥取県性暴力被害者支援協議会	2/3減免	
	LANケーブル	"	0.325㎡	H31.3.14	H22.8.10	H31.4.1~ R6.3.31	月額・年額 830	3,320	鳥取市千代水四丁目37 鳥取県土地改良事業団体連合会	2/3減免	
	"	"	1㎡	R1.6.13	R1.6.13	R1.6.13~ R6.3.31	月額・年額 830	0	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部町村会	10/10減免	
	"	"	1㎡	R3.5.1	R3.5.1	R3.5.1~ R6.3.31	月額・年額 830	3,044	鳥取市西町1丁目401 鳥取県性暴力被害者支援協議会	2/3減免	
	"	"	1㎡	R3.9.1	R3.9.1	R3.9.1~ R4.3.31	月額・年額 830	3,874	鳥取市東町一丁目271 (一社)鳥取県食品衛生協会	1/3減免	
	複写機置場	"	1.35㎡	R3.3.15	H12.8.1	R3.4.1~ R4.3.31	月額・年額 830	13,280	倉吉市福庭町二丁目23 (公財)鳥取県建設技術センター	1/3減免	

花粉自動計測器設置	"	0.64㎡	R2.2.3	H28.12.6	R2.4.1～ R7.3.31	月額・年額 830	0	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎 中国四国地方環境事務所	10/10減免
自動販売機置場	"	2.16㎡	H30.3.29	H30.3.29	H30.4.1～ R5.3.31	月額・年額 27,201	27,201	鳥取市緑ヶ丘二丁目667-14 (株)戸信	
"	"	1.59㎡	H30.3.27	H30.3.27	H30.4.1～ R5.3.31	月額・年額 20,022	20,022	鳥取市行徳一丁目351-2 鳥取ペプシコーラ販売(株)	
計							731,421		
普通財産	-	-	-	-	-	月額・年額	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	0	-	
合計							731,421		

(2) 物品 該当なし

9 借受不動産明細調べ

(令和4年3月31日現在)

区分	種別	借受(使用)目的	所在地	数量又は面積	契約の状況			借受先		備考
					契約書の有無	借受期間	借料(円) 単価	本年度の借料	住所氏名	
建物	鉄骨造	鳥取中部ふるさと広域連合への県職員の駐在	東伯郡北栄町土下112	-	有	H27.3.16~ 県職員の駐在が終了する日まで	月額・年額	0	東伯郡北栄町土下112 鳥取中部ふるさと広域連合	
合計								0		

10 職員駐車場の管理状況調べ

(1) 管理状況

財産の区分	所在地	1区画の面積(m ²)	貸付(使用)料(月額) (円)
行政財産	倉吉市東蔵城町2(中部総合事務所)	12.5m ²	2,599
普通財産			

(2) 減免の考え方(減免を行った場合のみ)

身体的理由等により自家用車での通勤がやむを得ない場合:1/2減免

(3) 使用料の見直し

該当なし

11 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

12 備品の処分状況調べ

品名 (規格・銘柄)	(保管換年月日) 取得年月日	不 決 定 年 月 日	処 分			備考		
			売却 年月日	売却方法・ 売却理由	処 分 年 月 日		売却額 (円)	処分費用 (円)
電気自動車急 速充電器	H23.2.23	R4.3.1	売却	更新に伴う売却	R4.3.31	0	0	
合 計						0	0	

13 合同庁舎に入居している団体等の調べ

(令和4年3月31日現在)

団 体 名	職 員 数(人)	当 初 入 居 の 年 月 日	面 積 (㎡)	職 員 1 人 当 た り の 面 積(㎡)	許 可 使 用 料 (月又は年額) (円)	減 免 率	共 益 費 の 負 担 方 法	備 考
鳥取県職員連合労働組合中部支部	1	S42.4.1	36.06	36.06	年額 0	10/10	・電気料金は、面積割り ・ガス、上下水道料金は、職員数割り ・冷暖房料は、使用料(減免前)× (冷暖房日数/365日)×0.45 国際交流財団の冷暖房料は、入 居している別館の冷暖房設備が電 気のみで稼働しているため、0.45を 0.31に変更して算出する。	
鳥取県中部町村会	2	S42.4.1	38.75	19.38	年額 0	10/10		
鳥取県土地改良事業団体連合会	12	S52.11.11	117.39	9.78	年額 391,760	2/3		
(公財)鳥取県国際交流財団	1	H13.4.1	40.58	40.58	年額 136,120	2/3		
(一社)鳥取県食品衛生協会	2	S42.4.1	11.00	5.00	年額 70,274	1/3		
鳥取県性暴力被害者支援協議会	2	R3.3.23	21.00	10.50	年額 69,444	2/3		
合 計	20		264.78	13.24	年額 667,598			

14 主な事務事業の実施状況

(1)管内地方機関及び市町との連携

区 分	主 な 内 容
倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・「大山山麓・日野川流域観光推進協議会」に参画し、圏域が一体となった観光振興・地域振興を推進。 ・「ワールドマスターズゲームズ2021関西」(WMG)自転車競技の開催に向け実行委員会へ参画(大幅延期で調整中のため活動なし) ・上北条地区や小鴨地区における共助交通の取組に対して、円滑に運営を継続できるよう、市と連携した支援の実施。 ・西郷地区や関金地区における共助交通の取組への相談に対して、市と連携した研修等による住民主体の取組の支援の実施。
三朝町	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産の認定更新再審査に向けた地域活性化計画の策定について、観光戦略課及びとっとり弥生の王国推進課と連携して町に対しての助言・支援の実施。 ・日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会及び三朝町日本遺産活用推進協議会への参画。 ・毎年、町地域協議会連絡会に参画。支え愛マップ(福祉・防災マップ)の取組拡大、地域活動に活用可能な補助金等の案内、地域づくり研修会の支援など、町と連携した地域の取組の支援を実施。 ・買物困難者の利便向上に取組む事業者を町とともに支援。 ・大雨災害時(令和3年7月豪雨)には、不足する土嚢袋の提供要請を受け、県土整備局保管分、徳島県応援物資等を円滑に提供し被害の拡大防止に寄与。
湯梨浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の行政や民間団体に組織する「東郷湖・未来創造会議」に参画し、東郷湖周辺の環境・景観・観光の取組を協働・連携して実施。 ・「ワールドマスターズゲームズ2021関西」(WMG)グラウンドゴルフの開催に向け実行委員会へ参画(大幅延期で調整中のため活動なし) ・サイクリング推進を投げかけ、県レンタサイクル導入補助金を活用し、観光協会にシティサイクル10台を導入(内5台は電動アシスト付)。 ・中華コスプレ大会実行委員会オブザーバーとして参画し、助言等の実施。 ・泊、東郷エリアの買物困難者の利便向上に取組む事業者を町とともに支援。 ・「町過疎地域自立促進計画策定委員会」「町空き家対策協議会」に委員として参画、助言等を実施。
琴浦町	<ul style="list-style-type: none"> ・「大山山麓・日野川流域観光推進協議会」に参画し、圏域が一体となった観光振興・地域振興を推進。 ・地域振興協議会等の広域運営組織や集落単位で取組む住民主体の共助交通について、町と連携して情報提供や助言を実施。 ・地区公民館のまちづくりセンター化構想にあたり、町と連携し、地区代表者による倉吉市内コミュニティセンター視察を企画・仲介。
北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・「北栄町まんのまちづくり企画実行委員会」に参画し、北栄町の「コナンのまちづくり」の取組を協働・連携して実施。 ・ウォーキングリゾートコンシェルジュの育成研修を共同開催。 <p>・県委託アドバイザーと連携し、共助交通の取組の進め方に対して町に情報提供や助言等の実施。</p>
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取中部ふるさと広域連合に観光担当職員が駐在。広域連合と連携し、県の観光誘客施策について、効果的に事業実施。 ・コンテンツツーリズム推進に向けた関係団体との情報共有や連絡調整を実施。 ・地域公共交通の確保維持・利便性向上等を目的とした「生活交通確保に係る地域協議会中部分科会」及び「県中部地域公共交通会議」に委員として参画・助言等を実施。 ・中部市町が連携して取り組む移住定住に係る計画検討について、情報提供や助言等を実施。 ・県立美術館の開館を見据えた中部官民による応援組織「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会(交通アクセス部会)」(事務局:鳥取中部ふるさと広域連合)、「倉吉らしい周遊型観光まちづくりを考える会」へ参画。

共通

- ・中西部地域におけるジビエ利用の推進を一層図るため、関係団体・県市町等で構成する「ほうきのジビエ推進協議会」を食のみやこ推進課と連携して運営支援。
- ・中部地区行政振興協議会の知事要望への対応
中部管内各市町の首長及び議会議長で構成する協議会要望の調整等を実施。
- ・同和対策に関する郡部担当課長(理事)会議開催
東伯郡同和対策協議会の構成員である各町の同和対策担当課と協議・連携し、啓発活動等を実施。
- ・鳥取県版市町村コンシェルジュによる助言・情報提供
平成26年度から継続して取り組まれる「市町村コンシェルジュ」により、市町主催会議、意見交換会の出席、参画により、地方創生に繋がる取組、新型コロナ対策等に対する助言や情報提供などを実施。
- ・防災及び危機管理対応
各市町国民保護協議会や防災会議の委員に就任し、地域防災計画などに対して、情報提供・助言を実施。
災害時において、市町と県のパイプ役として、迅速・的確な災害対応・支援につなげるため、市町情報連絡員(リエゾン)を派遣し、臨機応変に情報収集・連絡調整活動を実施。

(2) 広聴、広報等

ア 県政相談等の処理(令和3年4月～令和4年3月末)

(単位:件)

受付区分	Eメール	FAX	書面	専用 フォーム	専用紙	電話	来庁	その他	計
件数	3	0	2	14	1	2	1	1	24

イ 情報公開・個人情報保護(令和3年4月～令和4年3月末)

公文書開示請求件数	12
個人情報開示請求件数	3

ウ 人権相談

平成20年4月から人権相談窓口を設置し、職員1名及び人権相談員(非常勤職員)1名で人権に関する相談を受け、助言、情報提供、各相談機関への紹介等を行っている。平成28年度から圏域の相談に積極的に対応するため、出張相談会を実施。R3年度は、湯梨浜町ふれあい人権相談会に参加した。令和3年度は、専門相談(弁護士相談)を2回実施した。

(ア) 相談件数(令和3年4月～令和4年3月末)

(単位:件)

区分	人 権 相 談 内 容										計			
	同和 問題	外国人	障がい	子ども	高齢者	病気の 人	刑を終え て出所し た人	犯罪被害 者等	性的マイ ノリティ	生活困難 者		労働者	引きこも り	その他
面接			4	7	2		1		9	1	3	2	10	39
電話	1		3	10	3	28			19	2	15	1	92	174
E-mail									2				5	7
その他					1								1	2
計	1	0	7	17	6	28	1	0	30	3	18	3	108	222

(イ) 対応状況(令和3年4月～令和4年3月末) (単位:件)

情報提供・ 助言	他機関 (県以外) の紹介			計
	他機関 (県以外) の紹介	その他	計	
158	1	2	11	172

※一件の相談で内容が複数の場合があるため、(ア)、(イ)の計は一致しない。
(イ)が実相談件数)

(3) NPO、ボランティアとの協働

NPOの設立に向けた事前相談及び認証をはじめとする特定非営利活動促進法に基づく事務を行った。併せて、NPO及び各団体からの活動に係る相談や県との協働事業の調整を(公財)県民活動活性化センターと連携して行った。

(4)美術館を活かしたまちづくり支援

民間の観光関係団体、県、市等が構成する、「倉吉らしい周遊滞在型観光まちづくりを考える会」に参加し、県立美術館と白壁土蔵群等との繋がりについて意見を提言した。

(5)国際交流の推進

ア 中部振興課職員が公益財団法人鳥取県国際交流財団倉吉事務所長及び交流推進員を兼務。民間国際交流団体等への助成金交付や情報提供により支援を行うとともに、県民の利便に資するため、中部総合事務所において一般旅券の発給等に関する事務を行った。

イ 旅券発行件数

(令和3年4月～令和4年3月末)

(単位:件)

区分	申請受付件数	交付件数
一般旅券の発給	110	110
一般旅券の記載事項の訂正	1	2 (※)
一般旅券の紛失届	2	-
一般旅券の査証欄の増補	1	1
一般旅券の限定旅券の発給	0	0
合計	114	113

※前年度申請分を繰越して交付したものが含まれるため、交付件数が申請受付件数を上回っている。

(6)地域振興

ア 中山間振興

(ア)地域づくり研修会の開催

地域活動団体や市町担当者等を対象に、「地域住民が主体となり、住民同士が共に支え合う仕組みづくり」の取組実践者を招き、「安心して暮らし続けられる地域づくり」をテーマに研修会を開催した。(1月:参加者40名)

(イ)住民共助による移動支援の取組支援

中山間地域等における高齢者等の移動支援の取組を推進。倉吉市上北条地区や小鴨地区のコミュニティカーシェアリングの取組のほか、湯梨浜町などの住民主体の取組開始のための支援をした。

【実践地域】

倉吉市:2地区(上北条、小鴨)、琴浦町:1地区(徳万)

【取組開始のための研修会、試験運行、専門家派遣、視察仲介等支援地域】

倉吉市:2地区(関金、西郷)、北栄町:(全域対象)、琴浦町:1地区(古布庄)、湯梨浜町(全域対象)

(ウ)地域活動組織、団体等の取組支援

・三朝町地域協議会連絡会(年4回)に参加。地域協議会の活動状況を共有し、町と共に地域活動を支援する提案や情報提供を行った。

イ まちなか振興

古民家活用による観光まちづくり事業(倉吉市)に参画。ゲストハウスの整備に活用可能な補助金を整理し、情報提供を行った。

ウ 移住定住・関係人口拡大の推進

・補助金活用による市町が行う移住定住施策を支援した。

・ワーケーションによる関係人口拡大に向け、都市人材の地方での“新たな働き方、地域との関わり方”を検討するワーケーション・コレクティブインパクト鳥取プログラムに参加し、中部地区のワーケーション環境のアピールを行った。(12月14日～17日参加)

(7)商工業の振興等

ア 企業訪問の実施

コロナ感染拡大時期が長期にわたり、感染防止のため訪問を控えることが多かったが、各企業のコロナの影響の聴き取りの他、必要な支援策を案内した。聴き取った企業情報を商工労働部に情報提供し、共有化を図った。観光業、飲食店を中心にアフターコロナに先じた取組み提案を実施した。

<支援例>

- ・立地戦略課と同行訪問し設備投資や増設に使える産業成長応援補助金等の案内を行った
- ・県が推進するサイクルツーリズムの受入れ環境整備を提案し、はわい温泉 望湖楼(湯梨浜町)は県観光関係補助金を活用し施設改修を行った上、自転車保管施設を整備する等、アフターコロナへ向けた取組みを実施した。
- ・誘致企業等への訪問(令和4年3月31日現在)

訪問企業数(延べ)	うち増設案件数
73	0

イ 新型コロナウイルス経済対策ワンストップ相談窓口

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける県内事業者への国・県経済対策予算の周知・早期給付に向けた相談対応及び申請サポートを実施した。令和2年から継続している「コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口」において、各種支援策の案内、相談、申請サポート等にきめ細やかに対応した。中部総合事務所のワンストップ窓口では、1102件(R4年3月31日現在)の相談対応を行った。

ウ 労働福祉の推進

(ア) 鳥取県育児・介護休業者生活資金の貸付

(令和4年3月31日現在)

件数	内定金額(円)	摘要
0	0	・貸付限度額100万円 ・利率 年1.0% ・返済期間:育児・介護休業終了後5年以内

(イ) 青年経済団体への加入

商工業者の後継者や、地域づくりの担い手で構成される青年経済団体においては、地域経済の活性化を図るため、様々な研究や事業の企画・実施を行っている。

県も青年経済団体の活動に参画し、協働することにより地域課題の解決を図っていくとともに、次世代を担う若手経済人との協働経験を日常業務に活かすため、中部地域の県職員が青年経済団体に加入して、各種活動に取り組んだ。

[加入概要]

加入時期	加入団体	所属委員会	令和3年度加入職員
H20.8	倉吉商工会議所青年部	未来礎委員会	県教育委員会美術館整備局 係長 生田憲一郎 (R3.4~R4.3)

[参画状況]

1年を通してコロナ感染拡大時期が長期にわたり、毎月開催される委員会・例会が中止になる等、参加を自粛する機会が多かった。地域での存在価値を高めるためにも新たな政策提言などを行うこととした。

[協働取組事例]

- ・2020年秋に実施予定であった日本商工会議所青年部中国ブロック大会が延期となり、2021年5月にフルリモート形式で開催することとなり、連携を図った。
- ・青年部独自で新たな政策提言を行うこととし、今後、提言内容について具体的に検討していく。

(8) 農商工連携の推進

ア 農商工連携チーム会議の開催状況

開催	令和3年4月19日
参集者	中部総合事務所県民福祉局、農林局、倉吉農業改良普及所、東伯農業改良普及所
概要	こらぼ案件の設定及び進捗状況報告
支援件数	3件

イ 現地支援チームの支援案件

テーマ名	支援概要	関係機関数
農産物加工所の円滑な稼働に向けた支援	栽培指導等による生産体制支援	5機関
フジオワイナリー構想への支援	ワイナリー整備計画への支援	3機関
食品加工業者向け商談会	首都圏など県外都市圏への販路拡大への支援 (パイヤーとの調整不調のため、商談会未開催。)	2機関

(9) 危機管理の対応

中部総合事務所は災害時の中部地域の拠点であり、特に令和3年7月豪雨災害では、最長で4日間にわたる市町情報連絡員(リエゾン)の継続派遣、土嚢袋等の防災備蓄品の提供要請対応など連絡調整役を担った。また引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の中部地区の司令塔として、保健所業務応援体制の整備、宿泊療養施設やPCR検査センターの運営、経済対策支援の窓口等の業務にあたった。

また風水害対策として天神川水系はん濫恐れ時の機能移転先としての学校法人藤田学院との協定締結、鳥インフル等家畜伝染病防疫対応など、市町や関係機関と連携を図った演習実施や各種計画・マニュアルの改訂を進め、危機管理の対応を高めた。

○災害時(天神川水系はん濫浸水時)における中部総合事務所機能移転に係る藤田学院との協定締結(6/5)

○特定家畜伝染病(鳥インフル)対応(10/28担当者会議、11/17、12/17座学研修、12/22初動対応演習)

○その他各種防災関係マニュアル等の整備、市町リエゾン研修、関係先との連携調整

1.5 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(令和4年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (F)	R3年度 (A+B-C-D-E+F)
① 訪問介護(ホームヘルプサービス)		1	()		2		23	22	21	19	18
②訪問入浴介護			()				2	1	1	1	1
③訪問看護			()				7	10	10	9	9
④訪問リハビリテーション		2	()				3	5	5	5	7
⑤居宅療養管理指導			()				2	2	2	2	2
⑥通所介護(デイサービス)		1	()				36	37	36	37	38
⑦通所リハビリテーション(デイケア)			()					1	1	1	1
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			()				10	10	10	9	9
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			()								
⑩特定施設入居者生活介護			()				2	2	2	2	2
⑪福祉用具貸与事業			()				6	5	4	4	4
⑫特定福祉用具販売			()				6	6	5	4	4
⑬居宅介護支援事業			()				36				
計(介護給付)		4	()		2		133	101	97	93	95
⑭介護予防訪問介護			()				23				
⑮介護予防訪問入浴介護			()				1	1	1	1	1
⑯介護予防訪問看護			()				10	10	10	9	9
⑰介護予防訪問リハビリテーション		2	()				3	5	5	5	7
⑱介護予防居宅療養管理指導			()				2	2	2	2	2
⑲介護予防通所介護			()				47				
⑳介護予防通所リハビリテーション			()					1	1	1	1
㉑介護予防短期入所生活介護			()				10	10	10	9	9
㉒介護予防短期入所療養介護			()								
㉓介護予防特定施設入居者生活介護			()				2	2	2	2	2
㉔介護予防福祉用具貸与			()				6	5	4	4	4
㉕特定介護予防福祉用具販売			()				6	6	5	4	4
計(予防給付)		2	()				110	42	40	37	39
【居宅サービス】 小計		6	()		2		243	143	137	130	134
㉖介護老人福祉施設			()				7	7	7	7	7
㉗介護老人保健施設			()				12	12	12	12	12
㉘介護療養型医療施設			()								
㉙介護医療院			()								
【施設サービス(介護給付)】 小計			()				19	19	19	19	19
合計		6	()		2		262	162	156	149	153

※ (1) 介護保険法のみなし規定によるのみなし事業所は除く。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「鳥取県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に基づき、3年に1回実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。

- ・令和2年度実地指導対象事業所について、新型コロナの影響で年度内に実施できなかった事業所
- ・令和2年度更新対象事業所について、新型コロナの影響で現地確認ができなかった事業所
- ・直近の実地指導等の状況を踏まえて、継続指導が必要な事業所

* 当年度重点指導事項

- ①基準に沿った介護報酬の算定・請求の確認
- ②人員基準の遵守
- ③適切なサービス提供の確認
- ④虐待や身体拘束の防止のための取組状況
- ⑤新型コロナウイルス感染症予防対策の実施状況の確認

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	24	17	31	・苦情を受け付けた場合の処理内容等の記録が不十分であるため適切に対応すること。(2) ・事故報告書の記録が不十分であるため適切に整備すること。(2)
集団指導	153	-	-	※新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、説明資料を局ホームページに掲載し、開催に代えた。 (内容) ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画(BCP)の策定について ・実地指導時の主な指摘事項について
実地検査による監査	-	-	-	

1.6 障害福祉サービス事業等の状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (A+B-C-D-E+F)
① 居宅介護		1	1(1)		1		18	18	16	12	12
② 重度訪問介護		1	1(1)		1		16	16	14	11	11
③ 同行援護			()				7	7	6	6	6
④ 行動援護			()		1		4	4	2	2	1
⑤ 療養介護			()								
⑥ 生活介護		3	3(3)				6	6	6	7	10
⑦ 短期入所		2	2(2)				16	17	20	21	23
⑧ 重度障害者等包括支援			()								
⑨ 自立生活援助			()								
⑩ 自立訓練(機能訓練)		1	1(1)								1
⑪ 自立訓練(生活訓練)			()				1	1	1	1	1
⑫ 就労移行支援			()				3	3	3	3	3
⑬ 就労継続支援A型			()				5	5	6	6	6
⑭ 就労継続支援B型		1	1(1)				17	18	18	18	19
⑮ 共同生活援助		1	1(1)				10	10	11	10	11
⑯ 就労定着支援			()					1	1	1	1
計(指定障害福祉サービス事業者)		10	10(10)		3		103	106	104	98	105
⑰ 一般相談支援			()				2	2	2	2	2
計(指定一般相談支援事業者)			()				2	2	2	2	2
合計		10	10(10)		3		105	108	106	100	107

※ (1) ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

- 3年に1回（障害者支援施設は2年に1回）実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。
 - ・過去2年実地指導を行っていない事業所
 - ・令和元年度、令和2年度に新規指定した事業所
 - ・令和元年度の実地指導において文書による指摘事項が多い等で特に指導が必要と認められた事業所
 - ・コロナウイルスの影響で計画どおりの指導監査が行えなかった。

* 当年度重点指導事項

【令和3年度指定障害福祉サービス事業者指導監査における県内共通の指導方針】

- (1) 非常災害対策について
- (2) 訪問系サービスの従業者要件について
- (3) 障がい者虐待の防止について
- (4) 感染症等への対策について（自己点検の実施）
- (5) ハラスメント対策について

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	11	6	11	以下の点検項目に不備があり、文書指摘し改善を確認した。 ・記録の不備（1件） ・自己評価未実施（2件） ・人員基準（1件） ・契約書等の不備（2件） ・運営規定の不備（1件） ・給付費の請求誤り（1件）
集団指導	73	-	-	・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、説明資料を局ホームページに掲載し、開催に代えた。 ・中部管内で指定障害者福祉サービス等を提供している全法人を対象。 ・内容 (1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等実地指導の主な指摘事項及び届出等について (2) 就労継続支援B型に係る基本報酬の見直しについて (3) 社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策について
監査	1			

(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
										(F)	(A+B-C-D-E+F)
①児童発達支援		2	2(2)				4	4	5	6	10
②医療型児童発達支援			()				1	1	1	1	1
③放課後等デイサービス		5	5(5)		1		6	8	8	13	17
④居宅訪問型児童発達支援			()								
⑤保育所等訪問支援		2	2(2)				1	1	1	4	6
合計		9	9(9)		1		12	14	15	24	33

※ 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

- 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設については毎年、その他の施設については3年に1回実施
- ・コロナウイルスの影響で計画どおりの指導監査が行えなかった。

* 当年度重点指導事項

【令和3年度指定障害福祉サービス事業者指導監査における県内共通の指導方針】

- (1) 非常災害対策について
- (2) 従業者の資格要件及び配置基準について
- (3) 従業者等による虐待防止について
- (4) 感染症等への対策について（自己点検の実施）
- (5) ハラスメント対策について

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	指導 施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地 指導	0	0	0	
集団 指導	17	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、説明資料を局ホームページに掲載し、開催に代えた。 ・中部管内で指定障害者福祉サービス等を提供している全法人を対象。 ・内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等実地指導の主な指摘事項及び届出等について (2) 就労継続支援B型に係る基本報酬の見直しについて (3) 社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策について
監査	なし			

1.7 DV・ひきこもり等に関する相談状況

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

区分	相談 取扱 件数	相談形態				相談内容				令和3年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	メール	女性 相談	DV	ひき こもり	その 他	
H29年度	486	103	31	197	155	224	81	177	4	R3年度の組織改正により心と女性の相談担当から、DV・ひきこもり担当へ変更。それに伴い精神保健相談対応はなくなったため、相談内容その他でR2まで計上していた精神保健相談は0件 (精神保健相談は倉吉保健所が対応)
H30年度	590	146	37	212	195	186	97	277	30	
R元年度	684	143	92	317	132	214	159	286	25	
R2年度	584	156	51	276	101	176	143	175	90	
R3年度	368	95	30	156	87	109	108	151	0	

※ (1) 相談取扱件数は、延べ件数。

(2) 相談内容は、主なもの(上位3項目)を記載。

(注) (1) 相談事業を実施している県民福祉局は記載すること。

18 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H29年度	413	466	62	2,752	1,528	5,221
H30年度	410	449	62	2,683	1,539	5,143
R元年度	411	439	63	2,615	1,570	5,098
R2年度	415	435	65	2,552	1,604	5,071
R3年度	408	423	63	2,492	1,595	4,981

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

(単位：人、件、円) (令和4年3月31日現在)

手当区分	前年度未受給者数(人) A	前年度未処理件数	受付件数	本年度中(人)						差引現在受給者数 A+B-C+D-E+F-G (人)	支給額(円)				
				内訳			喪失件数 C	停止解除 D	停止中			その他			
				認定件数 B	却下件数	未処理件数			停止開始 E			喪失 F	転入 G	転出	
特別障害者手当	7	0	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	7	2,215,350
障害児福祉手当	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	565,440
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	0	4	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	10	2,780,790

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

区分	A(重度)		B(中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H29年度	33	328	106	616	1,083
H30年度	34	330	98	626	1,088
R元年度	30	333	96	656	1,115
R2年度	30	343	86	672	1,131
R3年度	31	336	85	684	1,136

イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

区分	前年度未現在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度未現在	
		新規交付	転入	転出・返還	18歳に達した場合	障害程度		
A(重度)	18歳未満	30	3	2	0	-4	0	31
	18歳以上	343	0	3	12	4	-2	336
B(中・軽度)	18歳未満	86	15	0	2	-14	0	85
	18歳以上	672	6	3	13	14	2	684
計	1,131	24	8	27	0	0	1,136	

(3) 精神障がい者福祉の状況

精神障がい者の状況

(単位：人) (令和4年3月31日現在)

区分	自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数	手帳所持者数
H29年度	3,200	1,294
H30年度	3,372	1,355
R元年度	3,542	1,422
R2年度	2,468	1,097
R3年度	2,508	1,171

19 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・幼保連携型認定こども園・児童館・届出保育施設等）」に基づき、下記の頻度で実地監査等を実施した。

【実地監査】

- ①公立保育所（公設民営を含む）、公立幼保連携型認定こども園、公立児童館……3年に1回
- ②私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立児童館……2年に1回
- ③児童福祉行政の実施機関（市町）……毎年1回 の割合で指導監査を実施する。

ただし、前年度実施監査で重大な指摘をした施設又は指摘数の多い施設に対しては、実施する。

【書面監査】

実地監査を実施しない施設に対して実施する。

* 当年度重点指導事項

○保育所等において想定される事故に対応する事故防止マニュアル（事故発生時の対応を含む）を作成しているか。また、職員のヒヤリハットの経験や事故の要因分析結果等をもとに随時見直しを行うとともに、職員の研修や訓練の実施により事故防止対策が適切になされているか。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（H28.3.31 府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号、内閣府、文部科学省、厚生労働省連名通知）

○保育所等において重大事故（死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）が発生した場合、第1報を原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報を原則1か月以内程度までに県に報告しているか。

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（H29.11.10 府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家初110第1号、内閣府、文部科学省、厚生労働省連名通知）

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（R3.8.5 第202100116346号鳥取県子育て・人材局子育て王国課長通知）

○「非常災害対策計画」が策定されているか。また、計画に必要な項目が含まれているか。

「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（H28.9.9 雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

○保育所等が浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内又は津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設として市町村地域防災計画に位置付けられている場合、水防法又は土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法により作成が義務付けられる「避難確保計画」を作成し、市町村に提出しているか。また、必要に応じ見直しを行うとともに、避難訓練を実施しているか。

水防法 第15条の3第1項、第2項及び第5項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2、第1項、第2項及び第5項

津波防災地域づくりに関する法律 第71条第1項及び第2項

（単位：施設、件）（令和4年3月31日現在）

区分	保育所					幼保連携型認定こども園					児童館					市町村指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		
倉吉市	19	2	17	6	13	6	1	5	1	9	10	0	10	0	0	○	・早朝、夕刻時間帯での有資格者配置不備。（保育所=1件、幼保連携型認定こども園=3件） ・設備等の安全確保不備（保育所=1件、幼保連携型認定こども園=3件）
三朝町	3	0	3	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
湯梨浜町	4	1	3	1	19	5	1	4	1	3	2	0	2	0	0	○	
琴浦町	1	0	1	0	0	6	0	6	1	1	2	0	2	0	0	○	
北栄町	1	0	1	0	0	5	2	3	2	9	1	0	1	0	0	○	
計	28	3	25	7	32	22	4	18	5	22	15	0	15	0	0	5	

※ 「市町村指導の有無」欄の「○」は、指導を実施した市町村。

(2) 届出保育施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

前記(1)の実施要綱に基づき指導監査を実施した。

・立入調査……毎年1回、抜き打ち調査……3年に1回

(単位：施設、件) (令和4年3月31日現在)

区分	施設数	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
			施設数	件数	
定期調査	5	5	0	0	書面監査(指導事項なし)
抜き打ち調査	5	0	0	0	コロナで中止

※ 鳥取県では認可外保育施設を届出保育施設と呼称。

(3) 母子世帯の施設入所状況

(単位：世帯、人) (令和4年3月31日現在)

施設の種別	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	倉明園	2(4)	0(0)	2(4)	0(0)	
	ブルーインター	1(2)	0(0)	0(0)	1(2)	
計		3(6)	0(0)	2(4)	1(2)	

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円)

(令和4年3月31日現在)

区分	貸付状況						償還状況				貸付不承認人数 A-B	本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))	本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	回収率 (D/C)%	
	新規分		継続分		貸付実行 合計		本年度貸付		本年度の調定等の内訳						
	貸付申込 人数	貸付決定 人数	貸付決定 金額	貸付実行 人数	貸付実行 金額	貸付実行 金額	当年度貸付 人数	当年度貸付 金額	調定額 (C)	収入済額 (D)					不納欠損額 (E)
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
事業開始資金															
事業継続資金															
修学資金	1	2,400,000	1	2,400,000	4	4,614,000	2	1,384,800	6	5,998,800					
高校							1	336,000	1	336,000					
短大・専修(専門)							3	3,654,000	3	3,654,000					
大学	1	2,400,000	1	2,400,000	1	960,000	1	1,048,800	2	2,008,800					
専修(一般)															
技能習得資金															
修業資金					1	400,000			1	400,000					
就職支度資金															
医療介護資金															
生活資金															
住宅資金															
転宅資金															
就学支度資金															
高校															
短大・専修(専門)															
大学															
修業施設															
結婚資金															
合計	1	2,400,000	1	2,400,000	5	5,014,000	2	1,384,800	7	6,398,800					
区分	前年度未貸付残高 (A)	本年度貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳 収入済額 (D)	本年度の調定等の内訳 不納欠損額 (E)	本年度の調定等の内訳 償還免除額 (F)	本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))	回収率 (D/C)%							
元金	108,265,878	6,398,800	11,031,785	2,343	0	4,202,597	102,597,916	72.41							
過年度分			529,479	0	0	2,638,141		16.72							
現年度分			10,502,306	0	0	1,564,456		87.03							
小計			11,031,785	0	0	4,202,597		72.41							
利息			2,343	0	0	11,896		16.45							
過年度分			156	0	0	156									
現年度分			2,343	0	0	12,052		16.28							
小計			2,343	0	0	12,052									
合計	108,265,878	6,398,800	11,034,128	0	0	4,214,649	102,597,916	72.36							
その他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合は、その額とその理由を記載してください)。														

注 違約金(延滞金)は含まない。

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (令和4年3月31日現在)

区分	新 規 分				継 続 分				貸付実行 合計 金額 (C+D)	貸 不 承 認 人 数 A-B	
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付				
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)			
事業開始資金											
事業継続資金											
修学資金											
高校											
短大・専修 (専門)											
大学											
専修 (一般)											
技能習得資金											
修業資金											
就職支度資金											
医療介護資金											
生活資金											
住宅資金											
転宅資金											
就学支度資金											
高校											
短大・専修 (専門)											
大学											
修業施設											
結婚資金											
合 計											
区分	前年度未償還期未 到来分 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		本年度未 収入未済額 (C-D-E-F)		本年度未償還 期未到来分 (A+B-C (前年度分))		回収率 (D/C) %
	人数	金額	人数	金額	調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)	人数	金額	
元金											
過年度分											
現年度分											
小 計											
利息											
過年度分											
現年度分											
小 計											
合 計											
そ の 他	本年度貸付額 (B) と調書作成日現在の支出額に差がある場合 (前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合は、その額とその理由を記載してください)。										

2.1 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況 (単位：件、人) (令和4年3月31日現在)

区分	月平均 町村ヶ 一入数	前年度 繰越 件数	申請等の処理				年度末 未処理 件数
			申請 受理	却下 取下げ	開始 人員	廃止 人員	
H29年度	29	0	5	0	7	4	0
H30年度	28	0	4	0	4	5	0
R元年度	27	0	7	0	7	6	0
R2年度	26	0	3	0	3	8	0
R3年度	22	0	2	1	1	4	0

・当事務所現業員 (1) 人

(2) 保護の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	被保 護世 帯数	被保 護人 員	保護 率 %	保護費 円	扶 助 の 内 訳						その他												
					生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助										
					金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員							
H29年度	28	39	6.1	26,997,010	円	437	人	5,490,002	円	310	人	262,135	円	417	人	29,324	円	64	人	施設 6,784,309 その他 523,286	円	36	人
H30年度	28	37	5.9	24,688,850	円	404	人	4,745,298	円	276	人	191,970	円	366	人	10,001	円	78	人	施設 4,867,264 その他 675,747	円	14	人
R元年度	28	36	5.8	23,227,714	円	372	人	4,442,407	円	233	人	125,274	円	321	人	3,240	円	76	人	施設 4,610,931 その他 131,299	円	24	人
R2年度	26	34	5.7	22,500,962	円	358	人	4,880,766	円	231	人	109,784	円	327	人	4,431	円	75	人	施設 4,567,608 その他 57,523	円	24	人
R3年度	22	28	4.7	18,581,558	円	283	人	3,952,680	円	206	人	76,809	円	268	人	7,344	円	64	人	施設 4,541,830 その他 0	円	24	人

※ (1) 「被保護世帯数」、「被保護人員」及び「保護率」は、当年度4月1日から監査調査作成基準日までの1ヶ月の平均値。

(2) 「保護率」は、当該年度の10月1日現在の管内推計人口に対する千分比。

(3) 「その他」の欄は、出産、生業、葬祭扶助及び施設事務費。

2.2 社会福祉施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区 分		対象施設
特別養護 老人ホーム	新設監査（実地）	前年度新規施設（1）
養護 老人ホーム	実地監査	前年度書面監査を実施した施設（2）
軽費 老人ホーム	実地・書面監査	実地監査（1）、書面監査（8）

* 指導監査実施体制

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。また、社会福祉法人に対する指導強化の観点から福祉監査指導課の法人指導監査員の同行もあり、会計管理の監査項目について確認を行った。

* 当年度重点指導監査事項

施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理、新型コロナウイルス感染症予防対策の整備状況）

（単位：施設、件）（令和4年3月31日現在）

区 分	指 導 施設数	改善指導事項		主 な 改 善 指 導 事 項 の 概 要
		施設数	件 数	
老人福祉 施 設	12 (特養1) (養護2) (軽費9)	3 (特養0) (養護1) (軽費2)	3 (特養0) (養護1) (軽費2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「主任生活相談員」の配置について書類上で確認ができなかったため、整備すること。 ・事故発生防止の職員に対する研修が行われていなかったため実施すること。（年2回以上） ・消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならないが、行っていなかったため適正に行うこと。

2.3 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

（単位：回数、人）（令和4年3月31日現在）

区 分	定期相談			巡回相談			
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数	
H29年度	51	47	281	0	4	4	
H30年度	51	48	269	0	5	5	
R元年度	51	50	278	0	4	4	
R2年度	51	44	281	0	7	7	
R3年度	51	49	300	0	5	5	
内 訳	整形	24	23	96	0	5	5
	耳鼻科	12	12	28	0	0	0
	眼科	3	2	5	0	0	0
	内科	12	12	171	0	0	0

2.4 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

（単位：件）（令和4年3月31日現在）

区分	実人員	相談内容（延）								判定内容（延）				
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	341	171	60	0	0	0	0	1	232	259	0	0	0	259
巡回	4	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
電話等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	345	171	65	0	0	0	0	0	237	259	0	0	0	259

2.5 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H29年度	50	25	12	16	0	48	151
H30年度	65	24	17	13	0	25	144
R元年度	80	29	14	15	0	5	143
R2年度	69	22	14	12	0	18	135
R3年度	63	41	7	41	0	17	169

2.6 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (令和4年3月31日現在)

区分	実人員	相談内容(延)									判定内容(延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	126	2	0	0	0	0	0	110	21	133	5	110	0	0	115
巡回	26	0	0	0	0	0	0	26	0	26	2	26	0	0	28
電話等	15	0	0	0	0	5	0	10	3	18	0	0	0	0	0
合計	167	2	0	0	0	5	0	146	24	177	7	136	0	0	143